

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【事業年度】 第30期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂田 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月
売上高 (千円)	5,650,886	5,371,977	5,381,242	6,500,075	2,688,234
経常利益又は経常損失 (千円)	248,084	394,218	221,862	396,497	238,342
当期純利益又は当期純損失 (千円)	147,954	229,024	130,831	195,758	150,584
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	530,526	531,510	533,357	533,737	533,737
発行済株式総数 (千株)	12,621	12,651	12,702	12,712	12,712
純資産額 (千円)	1,618,774	1,737,267	1,767,457	1,796,854	1,599,861
総資産額 (千円)	2,899,977	2,833,202	3,184,253	2,666,287	2,366,965
1株当たり純資産額 (円)	128.53	139.67	144.11	159.40	140.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.50 ()	5.50 ()	5.00 ()	5.00 ()	4.00 ()
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	11.97	18.25	10.56	16.78	13.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	11.60	18.11	10.14	16.75	
自己資本比率 (%)	55.8	61.3	55.3	66.8	66.6
自己資本利益率 (%)	9.4	13.6	7.5	11.0	
株価収益率 (倍)	32.58	12.22	12.31	5.54	
配当性向 (%)	45.9	30.1	47.3	29.8	
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	337,997	313,806	483,168	842,857	163,514
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,321	99,859	7,933	13,207	1,987
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,299	111,176	106,161	174,069	55,337
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,267,742	1,370,513	773,251	1,428,832	1,211,967
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	105 (19)	113 (22)	128 (28)	116 (31)	121 (24)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 平成22年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
昭和55年9月	米国製飛散防止等窓貼フィルムの輸入・販売を目的に、明豊産業(株)を資本金5百万円で設立。
昭和58年4月	オフィス内装工事を開始。
平成元年4月	明朗会計方式(原価と当社の利益を顧客へ開示する方法)を導入。
平成2年9月	明豊(株)へ社名変更。
平成6年4月	アットリスクCM方式による設計&プロジェクトマネジメントサービスを、主に在日外資系企業向けに開始。
平成6年11月	東京都新宿区本塩町8番地2へ本社を移転。
平成7年4月	顧客との情報共有システムとしてエクストラネットワーク(ウェブ上のプロジェクト毎のバーチャルプロジェクトルームで、工事の進捗状況や入札状況を顧客等の関係者と情報共有することができる仕組み)を稼働。
平成13年1月	東京都千代田区麹町五丁目4番地へ本社を移転。
平成13年4月	明豊ファシリティワークス(株)へ社名変更。
平成14年10月	ブロードバンドをベースとした顧客との情報共有システムとして、ビジネスプロセスコラボレーション(BPC:エクストラネットワークが情報を発信するのみであったのに対し、ビジネスプロセスコラボレーションでは顧客との共同作業が可能)を稼働。
平成16年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年11月	大阪市北区中ノ島へ大阪営業所開設。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年2月	ISMS/BS799を認証取得。
平成18年12月	大阪市西区江戸堀へ大阪営業所移転。
平成19年1月	国際規格「ISO27001」/国内規格「JISQ27001」を認証取得。

(注)平成22年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場となっております。

3 【事業の内容】

(1) サービス形態別の事業内容

当社は、これからの企業にとって欠かすことができない「生産性の高いオフィスづくり」や「ビルの新築・バリエアップ改修・用途変更」等の、ファシリティ(1)に関する設計&プロジェクトマネジメントサービス(以下、「設計&PMサービス」という。)を提供しております。

具体的には、次のように顧客(発注者、以下同じ。)のプロジェクトの実現を支援するサービスであります。

ファシリティマネジメント(FM)の考え方に基づいて、コンサルタントが顧客の経営課題や要望に応じたファシリティの調査・分析・提言等プロジェクトプログラミングを行う(以下、「基本計画の提言」という。)

インハウスのデザイナー、建築士、電気・空調・IT・AV・防災等の技術陣が、コスト・工期・品質の最適化を図るために必要な情報を顧客と共有しつつ、基本設計、実施設計、仕様書及び工程表等を作成し監理する。

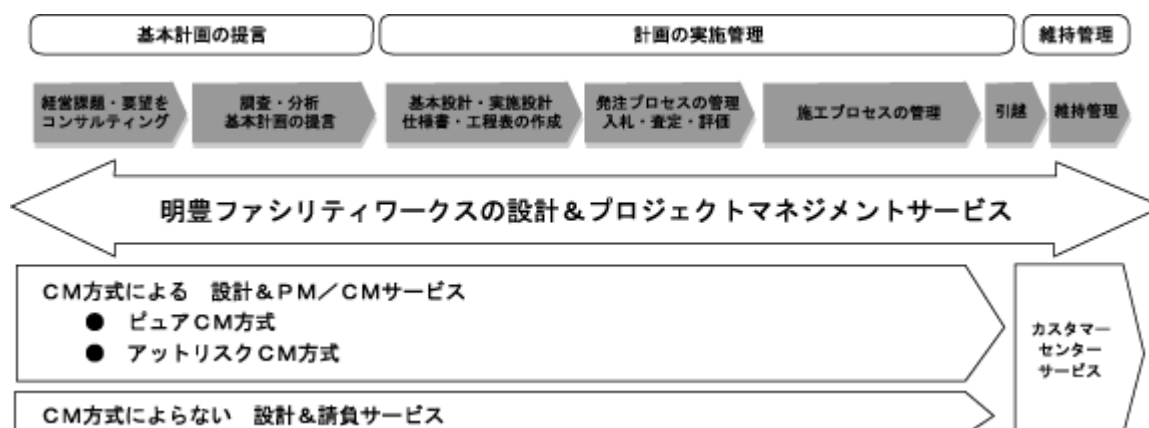
施工者や資材・設備等の最良な調達方法の選定や、発注先・価格決定の支援をして、発注段階及び施工段階のプロセス(2)をオープンな環境の中でトータルにマネジメントする。

上記、については、顧客の経営戦略及び業務プロセスを検討し、更に特有の企業風土や制度まで加味してコンサルティングやプランニングも行っております。すなわち、当社では、顧客の経営課題や要望に応じたファシリティの基本計画を提言したうえで、品質を優先しながら、コストやスピードにおいても全体最適を図って設計することに主眼を置いております。

上記、については、顧客の補助者・代行者たる専門家として、透明度の高い競争環境のもとで施工者や資材・設備等の仕入先の選定を支援し、それら実際の調達価格を顧客に開示するコンストラクションマネジメント方式(以下、「CM方式」)(3)という。)を平成6年から開始しました。当社では、これを「設計&PM/CMサービス」と呼んでおり、CM方式によらない総合工事業者等が主として行う「設計&請負サービス」と区別しております。

このほかに、カスタマーセンターサービスとして、既存の顧客からの注文に応じて什器備品等の補給やレイアウトの変更などファシリティの維持保全業務も提供しております。

<設計&プロジェクトマネジメントサービスの範囲図>



(1) ファシリティ/ファシリティマネジメント(FM)

ファシリティとは、企業・団体等がその事業活動のために使用する全施設及び利用する人の環境を包含する概念であり、ヒト、モノ、カネ、情報に次ぐ第5の経営資源と位置付けられる。ファシリティを経営的視点から総合的・戦略的に企画・管理・活用するための経営管理活動がファシリティマネジメント(FM)であり、その目的にはコストミニマム(設備投資、施設運営費の最小化)、エフェクトマキシマム(経営効率や知的生産性など効用の最大化)、フレキシビリティ(将来の発展性や状況変化への柔軟性)、社会及び環境との調和(地域社会や環境保全への配慮)などがある。

(2) 発注段階及び施工段階のプロセス

発注段階では、発注区分・発注方式の決定、入札仕様書の作成、入札参加者の募集、競争入札の実施、施工者や設備・資材等の仕入先の選定、施工者や仕入先が提示する見積書の査定及び価格交渉などのプロセスがある。施工段階では、施工者間の調整、工程管理、施工者が作成する施工図書のチェック、施工者が行う品質管理のチェック、設備・資材等の納品確認、追加変更のチェック、請求書の整理・管理などのプロセスがある。

(3) CM方式

1960年代に米国で普及しはじめた建設生産・管理システムであり、各分野の専門家集団であるコンストラクションマネージャー(CMR)が技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものと位置付けられている。

(2) サービス形態別の契約関係

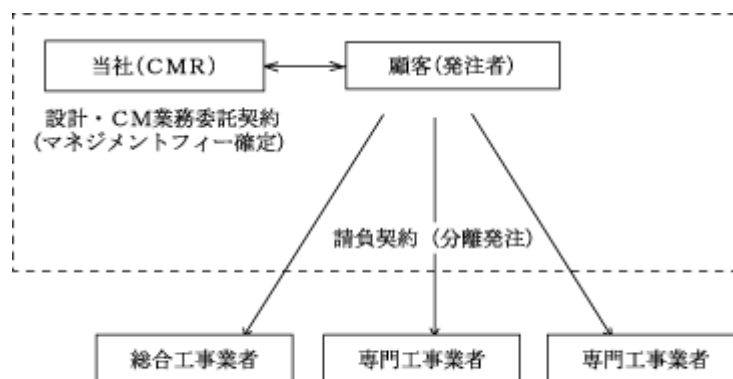
当社が提供する設計&PMサービスには、CM方式による「設計&PM/CMサービス」とCM方式によらない「設計&請負サービス」があり、前者にはピュアCM方式とアットリスクCM方式があります。

設計&PM/CMサービス(ピュアCM方式)

CM方式による設計&PMサービスであって、顧客が施工者と工事請負契約を締結し、当社は顧客と設計・CM業務委託契約を締結してマネジメントフィーのみを売上計上する形態であります。マネジメントフィーについては、原則として事前に顧客との間で業務内容毎にマンアワー(4)ベースで計算した固定フィーが取り決められます。なお、コスト・工期・品質などが予想を超えて達成されたとき、当社に対する業務のインセンティブとして「ボーナスの支払い」を契約上定めておく場合もあります。

ピュアCM方式の契約関係は図1のとおりであります。

(図1)



(注) 当社はマネジメントフィーのみを売上計上する。

(4) マンアワー

サービス提供のために要した時間に、サービスを提供した社員の管理会計上の時間単価を乗じたアクティビティコストである。当社では毎日の全従業員の全アクティビティコストを定量化することで、プロジェクト毎の採算を的確に把握するマンアワーコスト管理システムを導入している。

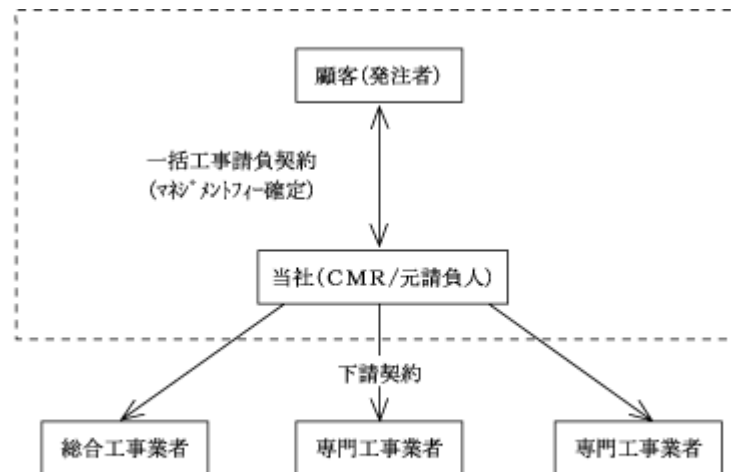
設計&PM/CMサービス(アットリスクCM方式)

上記と同じCM方式による設計&PMサービスで、当社が施工者と直接工事請負契約を締結することで、施工に関するリスク(工期の維持、品質の確保、工事費予算の遵守、労働安全等)や法律上負担が義務付けられている責任(建設業法に基づく元請責任、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生責任者の設置、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任、民法に基づく瑕疵担保責任等)など工事完成に関するリスクをも負担する形態であります。当社の下請となる施工者との請負金額や資材・設備等の調達価格は顧客に開示され、コスト構成の透明性はピュアCM方式と何ら変わりありません。マネジメントフィーについては、ピュアCM方式と同様に業務内容毎にマンアワーベースで計算した固定フィー及びインセンティブ契約がある場合のボーナスに加え、工事請負金額に対する定率フィーが取り決められます。

なお、アットリスクCM方式では、当社は顧客との間でマネジメントフィーが確定した一括工事請負契約を締結し、完成工事高を売上高として計上しておりますが、設計・CM業務に対するマネジメントフィーが収益の源泉となっていることから実質的にはピュアCM方式と同じくフィービジネスであると当社では考えております。

アットリスクCM方式の契約関係は図2のとおりであります。

(図2)



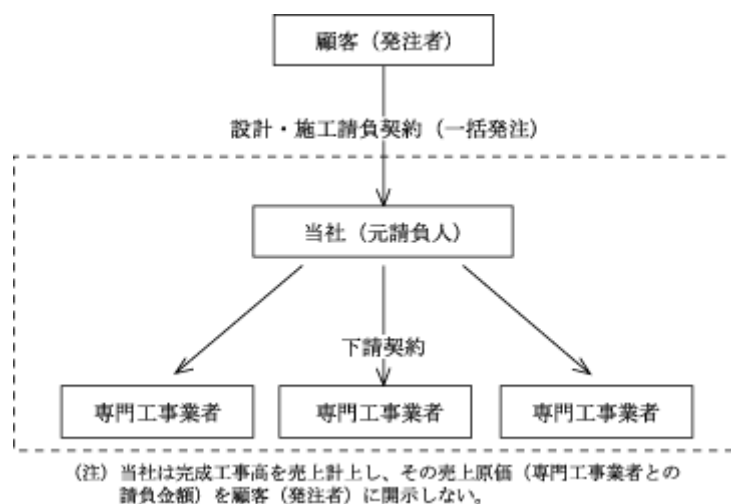
(注) 当社は完成工事高(マネジメントフィーを含む)を売上計上し、その売上原価(専門工事業者との請負金額)を顧客(発注者)に開示する。

設計&請負サービス

総合工事業者(ゼネコン)と同様に建設工事の元請負人として、当社が顧客との間で設計施工請負契約を締結し、完成工事高を売上計上する形態であります。請負金額は顧客に提示した見積書に基づいて総額にて取り決められ、当社の下請となる施工者や資材・設備等の仕入先に支払う外注費及び材料費のコスト構成を開示しないで工事完成に関するリスクを負担しつつ、適正利益の確保を図ることからこのサービス部分はフィービジネスではないと当社では考えております。

設計&請負サービスの契約関係は図3のとおりであります。

(図3)



このように設計&PMサービスの2つの形態では、事業のコンセプト、顧客や施工者との契約関係、建設業法の規制、リスク及び収益の源泉、売上計上ならびに収益構造などが大きく異なっております。

当社では、CM方式のメリットを顧客にアピールすることで総合工事業者(ゼネコン)との差別化を図りつつ、顧客開拓や受注拡大に取り組んでおります。近年、発注者の意識変化を背景に、施工者の選定プロセス及びコスト構成の透明性が確保されるとともに、説明責任に資する「建設生産・管理システム」の一つとしてCM方式に対する関心が高まっており、CMの業務内容、顧客の補助者・代行者たる専門家としてCM業務に従事するコストラクションマネージャー(以下、「CMR」という。)の役割及び立場、CMRと施工者との関係、マネジメントフィーなどに対する理解も得られるようになってきました。

CRE・FMサポートサービス

建物とオフィスの両面を理解し、設計からCMまでをワン・ストップで行うことができる当社ならではのサービスで、企業が保有する不動産(CRE)の戦略的マネジメントサポートを行っております。ノンコア業務のアウトソーシングニーズ、コスト削減意識が高まる中、全国に分散している多拠点の統廃合プロジェクト支援や、自社で行っている管財管理の代行業務も行うサービスであります。

カスタマーセンターサービス

前述の各サービス後の什器備品等の補給やレイアウト変更などの対応をカスタマーセンターと呼ぶ専門のチームが対応するサービスで、リピート受注と顧客との関係強化を目指しております。その契約関係は、設計&PMサービス実行時の形態に準じるケースが主です。プロジェクト実行時の基本計画に基づいて維持保全業務も行うという、ファシリティマネジメント本来の考え方に基づくサービスであります。

当社では、すべてのサービスにおいて、より効率的に業務を行うために、情報通信システムを活用した独自の情報共有の仕組みを用いております。

CM方式(ピュアCM方式、アットリスクCM方式)では、情報共有システムとしてビジネスプロセスコラボレーションシステム(5)を顧客との間に導入し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセスの情報をウェブ上

で開示・共有化することで顧客の信頼確保に努め、また意思決定を支援するとともに、当社の業務効率の向上に活用しております。

(5) ビジネスプロセスコラボレーションシステム(B P C)

ブロードバンドや光回線の普及に伴い大容量の通信が安価に可能となったことにより、顧客及び施工者等の関係者で行う一連の作業を閲覧するだけでなく、ウェブ上で共同作業できる B P C を構築。その共同作業に加え、全国地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用している。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
121(24)	39.8	5.2	6,767

(注) 1 . 従業員数は、期末就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、() 外数で平均人数を記載しております。

2 . 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期のわが国経済は、前期において発生した世界的な金融危機の影響により凍結していた設備投資等の一部に動きが見られるものの、いまだ回復途上にあるといえます。

当社では、厳しい経済環境にあっても、サービス品質を落とすことの無い様、昨年4月から「明豊のCM」を改めて強く認識し、プロジェクトマネジメントの現場力を高めるとともに、高い専門性に基づいたソリューションと顧客本位のサービスを提供し続けることを実施してまいりました。またCM（コンストラクション・マネジメント）会社としてのブランドの高まりに連れ、施設の新築・改修やオフィスの移転等にあたって、当社のCM手法を採用する企業が増加しました。

オフィス市場におきましては、都心5区の空室率が平成19年12月の2.65%を底に、平成22年3月に8.75%まで上昇（<http://www.e-miki.com/data/index.html>三鬼商事株式会社調べ）しており、この借手優位な状況の中で、オフィス賃借面積の削減、低賃料物件への移転等オフィス移転は市場が縮小しているものの需要は引き続き有りますが、弊社が得意としますホワイトカラーの生産性向上や企業ブランド向上等、付加価値を求めた移転が少なくなり、受注に関しては、大変厳しい競争環境の中、受注高を大幅に減らしました。一方、ビルや学校、工場、医療施設、商業施設等のCM市場につきましては、今期に入り、これまでの地道なコンサルティングやコスト削減の実績を基に、急激に積み上げることが出来ており、受注が期初予想を超えて好調に推移致しました。また大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートする、コーポレート・リアル・エステート・マネジメント（以下、CREMとします）本部を、昨年4月に立ちあげましたが、多拠点施設の新築、改善プロジェクトに関して、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）採用による工事コスト削減や、データベース化による効率的施設管理効果が着実に顧客の評価を獲得出来ており、大企業施設部門のアウトソーシング受託に関して、今後の需要拡大の基礎を構築出来ました。

当期におきましては、工事請負方式（アットリスクCM契約（注1））の多いオフィス事業の当期受注の低迷によって、フィーのみを売上計上するピュアCM契約（注2）の比率が高くなったことから、売上高は2,688百万円（前期6,500百万円）と、大きく減少致しました。完成及び進行分の減少により、売上総利益は441百万円（前期1,204百万円）と大幅減少となりました。販売費および一般管理費は、前年額を削減した予算水準にて執行し、営業損失は243百万円、（前期営業利益397百万円）、経常損失は238百万円（前期経常利益396百万円）となりました。

（注1）アットリスクCM契約

顧客と当社との間で工事請負契約を締結し、工事の完成に基づき、完成工事高として工事請負金額（売上高）を計上するものであります。この売上高は、顧客と当社との間で予め定めたマネジメントフィーと、工事完成に必要な工事原価とで構成されています。ピュアCM契約にするか、アットリスクCM契約にするかは、顧客が都度選択します。

(注2) ピュアCM契約

顧客と当社との間で業務委託契約を締結し、業務の完了に基づき、マネジメントサービス料収入として売上高を計上するものであります。工事に要する工事原価は、顧客から工事業者に直接発注されることから、この売上高は顧客と当社との間で定めたマネジメントフィーのみで構成されます。ピュアCM契約にするか、アットリスクCM契約にするかは、顧客が都度選択します。

事業のセグメント別の状況は以下のとおりです。

(CREM事業は、平成20年5月中旬からCRE・FMサポートとして、オフィス事業内で発足し、平成20年12月からCM事業内で運営したことから、比較可能なセグメント別の前期売上実績はありません)

オフィス事業

前述の通りオフィス事業においては、大変厳しい受注環境となりました。またアットリスクCM契約が減少し、フィーのみを売上高として計上するピュアCM契約(注2)の占める割合が高くなった結果、オフィス事業の売上高は1,655百万円(比較可能な前年同期実績はありません)という低い水準になりました。

CM事業

経済環境が厳しさを増す中で、コストダウンに対する顧客の要請はこれまで以上に拡大しています。当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社技術者に関するフィーはマンアワー(社員一人ひとりが費やす時間)に基づいています。この手法は、工事や機器などの調達原価に捉われず、徹底したベンダーフリーと、顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れていることから、当社の価値は益々高まっていると申せます。

今後CMビジネスに関して大きなマーケットになると予測される公共工事におきましても、大阪府立大学の校舎建て替えの実績等が評価され、江戸川区小学校の耐震建て替え工事のCM業務を第1四半期に受注したほか、歴史ある大手企業や、複数の大学、鉄道事業等で、当社のCM手法が採用されました。

さまざまな建築物に対応可能で、高いプロジェクトマネジメント(PM)能力に加えて設計や積算能力を持った独立系CM会社として、当期における受注状況も堅調であり、今後の飛躍が大きく期待できる見通しとなりました。

以上の結果、CM事業の売上高は302百万円(比較可能な前年同期実績はありません)となりました。

CREM事業

国際財務報告基準へのコンバージェンスの一部である資産除去債務等への対応、及び改正省エネ法に代表される各環境関連法規への対応から、自社が保有する資産を一元管理し、CM手法を用いて戦略的に最適化を実現する顧客ニーズが高まっております。

当社は、いかなるグループにも属さず、透明性の高いCM手法によるプロジェクトマネジメント(PMM)力と、施設の評価や工事金額積算・査定にて豊富な実績があること等から、当社の価値は益々高まっていると申せます。

以上の結果、CREM事業の売上高は729百万円(比較可能な前年同期実績はありません)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ216百万円減少し、当事業年度末には1,211百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は163百万円となりました（前期は842百万円の増加）。
収入の主な内訳は、未成工事支出金の減少99百万円と売上債権の減少50百万円であり、
支出の主な内訳は、税引前当期純損失238百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は1百万円となりました（前期は13百万円の支出）。
収入の主な内訳は、保険返戻金8百万円であり、支出の主な内訳は、有形固定資産の取得5百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は55百万円となりました（前期は174百万円の支出）。
これは、配当金の支払55百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技术、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当事業年度の受注状況を示すと、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
完成工事高	1,762,358	48.7
マネジメントサービス料収入	1,300,966	91.8
その他売上高	24,696	44.4
合計	3,088,022	60.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売状況を示すと、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
完成工事高	1,395,721	29.6
マネジメントサービス料収入	1,267,117	73.1
その他売上高	25,395	46.2
合計	2,688,234	41.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大塚製薬(株)	354,584	5.5	430,572	16.0

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主要な課題は以下の通りです。

損益改善

当社は、当事業年度に238百万円の経常損失を計上しております。顧客の投資判断が厳しい環境下ではありますが、市場の変化を見極めると同時に、徹底した顧客ニーズの把握に努め、31期（平成23年3月期）において赤字脱却を目指します。

人材育成

CM・CREMに対する社会的ニーズは急激に拡大しております。多様化する個別技術を取りまとめ、プロジェクトの「全体最適」を実現できるのは高い専門性とPM力を持ったプロ集団のみであります。プロの人材確保と社員教育の強化及び徹底してフェアネス・透明性の企業理念を掲げ続けることで、全社的なプロジェクトマネジメント力の向上を図ります。

ブランドの確立

当社は、平成22年4月に江戸川区立船堀小学校外改築事業等の公共工事をはじめ、平成21年度下期に入って医療施設、金融、商業、メーカー、鉄道等での大企業からのCM業務の受注が増加しております。今後は我国におけるCMビジネスの第一人者としてブランド向上を図ります。

4 【事業等のリスク】

当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを記載します。当社は、これらリスクの可能性を認識し、リスク管理を行うとともに、最善の対処をいたす所存です。なお、これらは当社の事業に関するリスクのすべてを網羅するものではないことをご留意ください。

文中における将来に関する事項は、当期末（平成22年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

事業環境の変化について

当社は、オフィス構築や建物の建設においてC M（コンストラクション・マネジメント）手法での『設計& P M』というサービスを提供しています。経済環境、景気動向による企業の設備投資意欲の変化、既存建設業者との競合状況の変化などが、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

ピュアC M方式への転換について

当社では、マネジメントフィーのみを収益の源泉とするピュアC M方式への転換を図っておりますが、それに伴い売上高利益率や総資本回転率などの財務諸比率が変動するほか、売上高や運転資金需要も減少する可能性があります。従いまして、売上高を指標に当社の経営成績や収益力を分析する場合には、全体に占めるピュアC M方式の割合に留意する必要があります。また、かかる契約形態はお客様の意向によって決まることから、必ずしも当社の計画どおりにピュアC M方式への転換が進む保証はありません。

フィービジネスの安定性について

フィービジネスでは、資材・設備等の材料費や外注費などのコストや物価変動に収益が左右されることがなく、基本的に安定した収益を確保できると考えられます。ただし、お客様との間で業務内容毎にマンアワーベースで計算し事前に取り決める固定フィーに関して、マンアワーの見積りが不相当であった場合や、プロジェクトに従事する当社社員の労働生産性効率が低下した場合などには、フィービジネスであっても安定した収益を確保できるとは限りません。

情報共有システムの障害について

当社では、ウェブ上での情報共有システム（B P C）を活用し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセス情報を開示・共有化することでお客様の信頼確保・意思決定支援、当社の業務効率向上に役立てております。これら情報共有システムの運用・保全には万全を期しておりますが、活用するスキルが不十分な場合や、システム自体に不具合が生じた場合などには、業務効率が低下してマンアワーのコストアップを招くなど当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ブロードバンドや光回線の普及に伴い大容量の通信が安価に可能となったことにより、お客様及び施工者等の関係者で行う一連の作業を閲覧するだけでなく、ウェブ上で共同作業できるB P Cを構築。その共同作業に加え、電子地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用しております。

() B P C : ビジネスプロセスコラボレーションシステム

C M方式の普及について

C M方式は、1960年代に米国で普及しはじめた建設生産・管理システムであり、各分野の専門家集団であるC M R（コンストラクション・マネージャー）が技術的な中立性を保ちつつお客様の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものと位置付けられております。

また、C M Rは、お客様の補助者・代行者たる専門家としてお客様の利益を守ることが最大の任務であり、お客様との信頼関係のもとで高い倫理性が要求されております。

近年、日本においてもお客様の意識変化に加え、現下の世界的大不況の中にあって、C M方式を実際に活

用してその効果を認識するお客様も増えてきたことで、CM方式に対する関心や評価が高まってきております。CM方式の今後の普及に向けた検討課題として、CMRに対する建設業法などの位置付け、CMRの業務内容と設計者・工事監理者・施工者との関係の整理、CMRの倫理規程の整備、標準契約書の整備、公共工事にCM方式を活用する場合の法制度・入札契約制度上の整理などが取り上げられております。これらの課題のなかには、その対応が従来の建設生産・管理システムに大きく影響を及ぼすものも少なくなく、中長期的な検討が必要なものもあると考えられます。

人的資源について

当社はサービスを提供し、その対価としてフィーを得る会社であり、成長には事業の拡大に応じた社内における人材育成や外部からの人材確保が必要です。これらが計画通りに進まず、適正な人材配置を実現できない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的増大には内部統制が有効に機能することが不可欠であると認識し、業務を適正に行い、財務報告の信頼性を高め、健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底すべく、内部統制システム構築の基本方針を定め、内部管理体制の充実に努めています。しかしながら、このような施策を講じてもコンプライアンス上のリスクを完全に回避できない可能性があり、関連する法令・規制上の義務を実行できない場合には、当社の事業及び業績は影響を受けることになります。

業績予想の変動について

当社は、業績予想を発表するにあたって個々のプロジェクトの現状を確認しておりますが、プロジェクトの進捗過程で顧客の事情等により、プロジェクトの進行予定等が変動する場合には、当該事業年度の売上及び利益に大きな影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成22年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

当社経営陣は、財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、ならびに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は、収益の認識、対応する原価の計上、貸倒債権、法人税等、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判断しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

収益の認識

当社の売上高は、完成工事高については工事完成基準により完成引渡しした時点で行われており、マネジメントサービス料収入についてはサービスの提供が完了した時点で、その他売上高については完成引渡時に顧客から引渡書を受領した時点で計上し、いずれも顧客から受領した引渡書等の証憑に基づき計上しております。一部顧客側の事情により証憑が発行されないケースがありますが、関連する他の書類等に基づき完成した事実に応じた売上を計上しております。なお、当事業年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）により計上しております。

貸倒引当金

当社は、顧客の支払不能時に発生する将来の損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。顧客の経営環境若しくは財務状態が悪化し、支払能力が低下した場合等は、追加引当が必要となる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当社の当事業年度の財政状態は、以下の通りであります。

資産の部

流動資産は、前事業年度末に比べて16.0%減少し、1,944百万円となりました。これは、主として現金及び預金が216百万円、完成工事未収入金が66百万円、未成工事支出金が99百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて 20.0%増加し、422百万円となりました。これは、主として繰延税金資産が89百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて、11.2%減少し、2,366百万円となりました。

負債の部

流動負債は、前事業年度末に比べて21.8%減少し、472百万円となりました。これは、主として未払法人税等が97百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、11.5%増加し、294百万円となりました。これは、主として退職給付引当金が19百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて、11.8%減少し、767百万円となりました。

純資産の部

純資産合計は、前事業年度末に比べて、11.0%減少し、1,599百万円となりました。これは、主として利益剰余金が206百万円減少したことなどによります。

(3) 経営成績の分析

当社の当事業年度の経営成績は、前期において発生した世界的な金融危機の影響により凍結していた設備投資等の一部に動きが見られるものの、いまだ回復途上にある中、当社のCM手法を採用する企業が増加しているものの、オフィス事業の受注の低迷によって、CM事業の比率が高くなったことから、売上高は大きく減少いたしました。

区分ごとの主な内容は、以下のとおりであります。

売上高

当事業年度は、完成工事の売上高が減少したことにより、売上高は2,688百万円となり前事業年度に比べ3,811百万円の減少となりました。

売上原価

当事業年度の売上原価は2,246百万円であり、完成工事原価が1,288百万円、マネジメントサービス料原価が936百万円となり、全体では前事業年度に比べ3,049百万円減少しました。

販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は685百万円であり、前事業年度に比べ120百万円減少しました。これは主としてコスト削減を行ったことにより、役員報酬と従業員給与の減少合計70百万円、雑費の減少10百万円、昨年度末に分室を閉鎖したことに伴う賃借料の減少7百万円、前事業年度に比べ減少しました。

営業利益

当事業年度の営業損失は 243百万円であり、主として売上総利益の減少により前事業年度に比べ641百万円の減少となりました。

営業外収益(費用)

当事業年度の営業外収益は8百万円であり、主として保険返戻金を5百万円計上したことによります。営業外費用は3百万円であり、主として投資事業組合投資損失を3百万円計上したことによります。

経常利益

当事業年度の経常損失は238百万円であり、売上総利益の減少により前事業年度に比べ634百万円減少しま

した。

(4) 流動性及び資金の源泉

キャッシュ・フロー

営業活動の結果支出した資金は163百万円となりました（前期は842百万円の増加）。

収入の主な内訳は、未成工事支出金の減少99百万円と売上債権の減少50百万円であり、支出の主な内訳は、税引前当期純損失238百万円であります。

投資活動の結果得られた資金は1百万円となりました（前期は13百万円の支出）。

収入の主な内訳は、保険返戻金8百万円であり、支出の主な内訳は、有形固定資産の取得5百万円でありま

す。

財務活動の結果支出した資金は55百万円となりました（前期は174百万円の支出）。

これは、主に配当金の支払55百万円によるものであります。

資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、顧客の要望に基づきアットリスクCM方式にて対応することになる立替部分であります。立替部分について支払と回収のタイムラグを回避する工夫を行う等、運転資金需要を抑制するようにしております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、企業の設備投資抑制等は引き続き厳しい状況が予想され、特にオフィス事業については、当社が得意とするICTを駆使したホワイトカラーの生産性を向上させるような案件は少なく、固定費削減のみを目的とした案件が多い状況が当面続くと思っております。

CM（コンストラクション・マネジメント）事業については、CM手法による江戸川区小学校の立替工事を2期連続で受注した他、病院、学校、鉄道会社、商業施設等において、これまでの当社の実績が評価され、今後この分野における受注が大きく拡大することを見込んでいます。

CREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、金融機関や大手企業等全国にある自社保有不動産等を中央統制する企業が増え、CM手法による調達プロセス説明責任の履行や、ノンコア業務のアウトソーシングニーズ、コスト削減意識が引き続き高まっており、今後もマーケットが拡大すると考えております。尚、CREM事業の既存のお客様については、当社への信頼感が増す中で、同一企業内での当社業務範囲が年々拡大し、当社の事業の基盤をより安定させるビジネスであることから、今後大いに注力していく所存です。

このような状況のもと、当社におきましては、オフィス事業とCM事業、CREM事業等の複数のサービスを提供できるよう社内の組織や仕組みを見直し、またCM事業を中心として人員強化を計画する等、次期から新しい体制が本格的に稼働しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、業務効率の向上などを目的に、事務用機器等の購入として5,042千円の設備投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

平成22年3月31日現在における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門別の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具器具・ 備品	ソフト ウェア	電話 加入権	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社	統括事業施設	14,537	10,733	9,475	1,467	36,214	115 (24)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の()内の数字は、平均臨時雇用者数を外書きしたものであります。

4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名	事業の部門別の 名称	設備の内容	年間賃借料または 年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
本社 (東京都千代田区)	本社	建物	81,306		

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	ジャスダック証券取引所	(注)1,2
計	12,712,000	12,712,000		

(注) 1. 発行済株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、平成22年4月1日付で大阪証券取引所(J A S D A Q市場) に上場となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ8第1項に基づく新株引受権の状況

第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株引受権の数	4個	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	8,000株
新株予約権の払込金額	50円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行 価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 成功報酬型ワラントであります。

2. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

(平成14年 8 月 9 日臨時株主総会特別決議)

第 1 回新株予約権(平成15年 2 月14日付与)	事業年度末現在 (平成22年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数	13個	13個
新株予約数のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株	26,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	75円
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで	平成17年 4 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年 3 月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 . 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

- 3 . 当初は、新株予約権 1 個につき普通株式500株、なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 4 . 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第 1 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第 2 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第 3 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 5 . 平成15年 8 月31日付、及び平成17年 9 月20日付をもって、1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。
- 6 . 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	5個	5個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式500株、なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第1回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第2回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第3回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	2,397個	2,397個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	479,400株	479,400株
新株予約権の行使時の払込金額	405円	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行(ただし、新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 新株予約権者が上記1に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなったため行使できなく

なった場合、当該新株予約権については取締役会の決議をもって無償でこれを消却することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(3) 当社はいつでも新株予約権を買入れまたは取得しこれを無償で消却することができる。

6. 有利な条件の内容

当社の取締役または執行役員の地位を有する者に新株予約権を無償で発行した。

7. 行使価額は、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

8. 平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っている。

会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議による

新株予約権の状況

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	600個	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	600個	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	1,853個	1,853個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	185,300株	185,300株
新株予約権の行使時の払込金額	185円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	1,853個	1,853個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	185,300株	185,300株
新株予約権の行使時の払込金額	185円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	216個	216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株	21,600株
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	216個	216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株	21,600株
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日～ 平成17年8月31日 (注)1	35,000	6,181,500	2,551	522,076	2,549	328,564
平成17年9月20日 (注)2	6,179,500	12,361,000		522,076		328,564
平成17年12月1日～ 平成18年3月31日 (注)3	150,000	12,511,000	5,700	527,776	5,550	334,114
平成18年3月27日 (注)4	110,000	12,621,000	2,750	530,526	2,805	336,919
平成18年8月1日～ 平成19年12月31日 (注)5	18,000	12,639,000	684	531,210	666	337,585
平成18年12月1日～ 平成19年3月31日 (注)6	12,000	12,651,000	300	531,510	306	337,891
平成19年7月1日～ 平成19年7月31日 (注)7	7,000	12,658,000	175	531,685	178	338,070
平成19年7月1日～ 平成20年3月31日 (注)8	44,000	12,702,000	1,672	533,357	1,628	339,698
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注)9	10,000	12,712,000	380	533,737	370	340,068

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 株式分割(1:2)

平成17年9月20日に、平成17年7月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割しております。

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 新株引受権の権利行使による増加であります。

5. 新株予約権の権利行使による増加であります。

6. 新株引受権の権利行使による増加であります。

7. 新株引受権の権利行使による増加であります。

8. 新株予約権の権利行使による増加であります。

9. 新株引受権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		5	10	10	3	7	1,756	1,791	
所有株式数 (単元)		5,416	1,420	34,061	8,811	948	76,456	127,112	800
所有株式数 の割合(%)		4.3	1.1	26.8	6.9	0.7	60.1	100.00	

(注)1. 自己株式 1,533,500株は、「個人その他」に 15,335単元含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が 4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)サカタホールディングス	東京都目黒区東が丘2-1-15	3,325	26.16
明豊ファシリティワークス(株)	東京都千代田区麹町5-4	1,533	12.06
ドイチェバンクアーゲーロンドン ビービーノトリティークライア ンツ613(常任代理人 ドイツ証券 株式会社)	東京都千代田区永田町2-11-1	618	4.86
坂田 明	東京都目黒区	601	4.73
明豊従業員持株会	東京都千代田区麹町5-4	357	2.81
ゴールドマンサックスインターナ ショナル(常任代理人 ゴールド マン・サックス証券株式会社)	東京都港区六本木6-10-1	261	2.06
松村 孝一	東京都八王子市	260	2.05
野村 勝朗	神奈川県川崎市麻生区	250	1.97
坂田 紀美子	東京都目黒区	190	1.49
大見 和敏	東京都大田区	170	1.34
計		7,568	59.54

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,533,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,177,700	111,777	
単元未満株式	普通株式800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,712,000		
総株主の議決権		111,777	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄には、当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワーク ス株式会社	東京都千代田区麹町 5 - 4	1,533,500		1,533,500	12.06
計		1,533,500		1,533,500	12.06

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の発行によるもの

(平成14年8月9日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名及び執行役員1名、当社の従業員28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の発行によるもの

(平成17年2月4日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年2月4日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名及び執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員3名、当社の従業員111名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員3名、当社の従業員111名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年3月19日取締役会決議)

決議年月日	平成20年3月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員2名、当社の従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年3月19日取締役会決議)

決議年月日	平成20年3月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員2名、当社の従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成20年9月25日)での決議状況 (取得期間平成20年10月1日～平成21年5月29日)	800,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	800,000	78,966
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を 行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得 自己株式				
合併、株式交換、会社分割 に係る移転を行った取得自己株 式				
その他()				
保有自己株式数	1,533,500		1,533,500	

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対して年1回の安定的かつ継続的に利益還元することを基本方針としております。配当性向30%を基準とし、財政状況、利益水準などを総合的に勘案したうえで、利益配当を行なってまいります。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当期(平成22年3月期)の配当金に関しましては、上記の方針に基づき、1株当たり4.0円の期末配当(年間)としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

なお、当事業年度は中間配当について取締役会決議を行っておりません。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年6月25日定 時株主総会決議	44,714	4.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	1,020 ()502	393	291	164	147
最低(円)	815 ()311	195	106	78	85

(注)1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、平成22年4月1日付で大阪証券取引所(JASDAQ市場)上場となっております。

2. ()は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	109	105	107	109	103	103
最低(円)	100	98	99	102	93	98

(注)1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、平成22年4月1日付で大阪証券取引所(JASDAQ市場)上場となっております。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長兼会長		坂田 明	昭和17年7月30日	昭和40年4月 昭和55年4月 昭和55年9月 昭和62年3月 昭和63年3月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年3月 平成21年4月	栗田工業株式会社 入社 同社 退社 明豊産業株式会社(現明豊ファシリティアークス株式会社)設立 代表取締役社長就任 代表取締役社長 退任 代表取締役社長 就任 代表取締役会長 就任 取締役会長 就任 代表取締役会長 就任 代表取締役社長兼会長 就任(現任)	(注)2	601
取締役副社長		大見 和敏	昭和28年2月18日	平成16年12月 平成17年2月 平成18年6月 平成21年4月	当社入社 執行役員専務 専務取締役 就任 代表取締役社長 就任 取締役副社長 就任(現任)	(注)2	170
常務取締役	営業本部長	大貫 美	昭和39年6月12日	平成9年7月 平成14年10月 平成15年6月 平成15年10月 平成18年6月 平成20年4月 平成21年4月 平成22年4月	当社入社 マーケティング部課長 マーケティング部長 執行役員マーケティング部長 取締役マーケティング部長兼執行役員(マーケティング部担当) 就任 常務取締役 就任 常務取締役オフィス事業部長 就任 常務取締役オフィス本部長 就任 常務取締役営業本部長 就任(現任)	(注)2	55
常務取締役	経営企画本部長	大島 和男	昭和41年12月18日	平成12年12月 平成13年12月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成21年4月 平成21年10月	当社入社 企画部課長 企画部次長 経営企画部長 執行役員経営企画部長 取締役経営企画部長兼執行役員(経営企画部担当) 就任 取締役経営企画本部長兼執行役員 就任 常務取締役経営企画本部長 就任(現任)	(注)2	60
取締役	技術本部長	小松 信弘	昭和20年4月19日	平成4年11月 平成7年5月 平成15年6月 平成21年4月	当社入社 建設部長 取締役技術部長 就任 取締役技術部長兼執行役員(技術部担当) 取締役技術本部長兼執行役員 就任(現任)	(注)2	127
常勤監査役		石井 雅裕	昭和18年2月10日	昭和40年4月 平成9年6月 平成13年6月 平成21年10月 平成16年7月 平成18年6月 平成18年6月	栗田工業株式会社 入社 同社 取締役 同社 常任理事 常務取締役経営企画本部長 就任(現任) 有限会社スターライト設立 代表取締役社長就任 同社 代表取締役社長 退任 当社常勤監査役就任(現任)	(注)3	58

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		神尾 洋 一 郎	昭和16年 8月18日	昭和39年 4月 昭和55年 3月 平成 4年 4月 平成 7年11月 平成13年11月 平成19年 6月	三菱商事株式会社 入社 同社ヨハネブルグ支店駐在 同社より出向 (米国)エンターテイメント・デザイン・インターナショナル社代表取締役社長 同社より出向 株式会社エイブル・フェローズ 取締役紹介事業本部長 株式会社キャリア・トウワン常務取締役 当社監査役就任(現任)	(注) 4	5
監査役		水野 辰 哉	昭和27年 8月26日	昭和52年 4月 平成 3年 1月 平成 3年 2月 平成12年 3月 平成12年 4月 平成16年10月 平成16年11月 平成21年 4月 平成21年 5月 平成22年 6月	日本債券信用銀行株式会社 入社 同社 退社 ムーディーズ・ジャパン株式会社 入社 同社 退社 日興シティグループ証券株式会社 入社 同社 退社 フィッチ・レーティングス ジャパン入社 同社 退社 ミズノ・クレジット・アドバイザー設立 代表者就任 当社監査役就任(現任)	(注) 3	
計							1,078

- (注) 1. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、上記1名(技術本部長 小松信弘)に加え、営業本部第一部 部長 鈴木信治、営業本部第二部 部長 青木啓次、PM本部第一部 部長 高居衛、技術本部オフィスデザイン部長 柴田稔生、技術本部建設技術部長 木内芳夫の計6名で構成されております。
2. 取締役の坂田明、大見和敏、大貫美、小松信弘、大島和男の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の石井雅裕、水野辰哉の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の時までであります。
4. 監査役の神尾洋一郎の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
- 監査役補欠者の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
小 峰 尚	昭和30年 3月 7日	昭和53年 4月 平成11年 4月 平成11年 5月 平成16年 7月 平成16年 8月 平成18年 6月	日産自動車株式会社 入社 同社 退社 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク 入社 同社 退社 有限会社ボトマックアソシエイツ (現 株式会社ボトマックアソシエイツ) 代表取締役 当社補欠監査役就任(現任)	

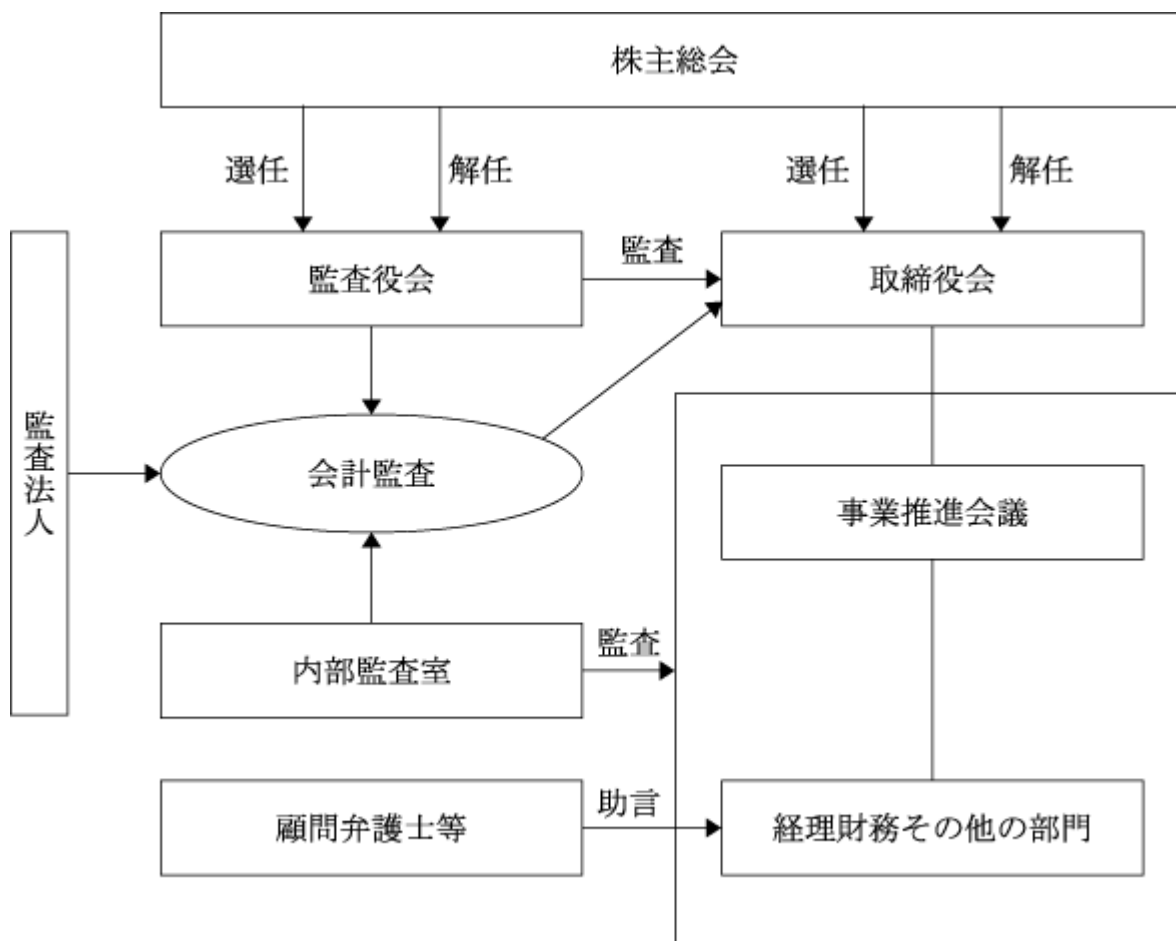
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「透明性」「フェアネス」の理念にもとづき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ確実な対応ができる経営体制や経営システムを確立することが当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。このような視点に立ち、タイムリーなディスクロージャーを重視し、情報提供の即時性、公平性を図るとともに、機能的なIR活動に努めてまいります。

A．会社の機関の内容



(注) 当社は、顧問弁護士等との顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

1．取締役、取締役会、執行役員

当社は、現在の経営規模と経営体制に鑑み、監査役設置会社形態を採用しており、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を平成15年6月27日より導入しております。現在の経営体制は、取締役4名と取締役兼執行役員1名、執行役員5名であります。(本書提出日現在)

2．監査役会

当社の監査役は3名であり、内2名が社外監査役であります。監査役会が設置されており、監査役に専任のスタッフは配置されておきませんが、内部監査室と連携し活動しております。

また、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。(本書提出日現在)

3. 会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に監査法人日本橋事務所を起用しておりますが、同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

- 業務執行社員 公認会計士 : 梅林 邦彦

- 業務執行社員 公認会計士 : 森岡 健二

- 業務執行社員 公認会計士 : 遠藤 洋一

- ・会計監査業務に係る補助者の構成

- 公認会計士 1名、会計士補他 5名

4. 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しており、その人員は1名であります。内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。必要に応じて監査役と相互に連携し、当社の健全性等を確保しております。

5. 事業推進会議

当社は、会社の業務遂行に関する重要事項について、個別経営課題の協議の場として、取締役、執行役員、部門長によって構成される事業推進会議を定期的開催しております。ここでは、各経営課題や業務執行について実務的な検討が行われ、経営の迅速な意思決定を支えております。その運営内容につきましては監査役が適宜出席し、確認を行っております。

B. 内部統制システムの整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成するとともに、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

前2項に係る事務は、経営企画部担当取締役が所管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

5. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役職務を補助すべき部署として監査役会から事務局の設置を要請された場合には、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

監査役付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内申請書等監査役から要求された会議議事録等の内容

10. その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、内部監査室長および各監査役を委員とする監査体制検討委員会

を設置する。

同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

11. 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

12. 信頼性のある財務報告を行うための体制

経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。

経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。

経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

C. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

当社と当社の社外監査役との間には人間関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社の社外監査役の選任には、就任前の経歴を踏まえ、監査の中立性及び独立性を確保できるものが適任であると考えております。

なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、会社の運営方針を協議する場である事業推進会議に適宜参加しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は取締役会によりの確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役2名を含む監査役会による経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能しているため、現状の体制をとっております。

D. 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	86,920	74,694	2,768		9,457	6
監査役 (社外監査役を除く)	12,356	11,625			731	1
社外役員	7,414	6,975			439	2

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。
3. 平成21年6月24日開催の第29期定時株主総会決議による退職慰労金の支払いは、以下の通りです。

取締役(1名) 117千円

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

E. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における実施状況

当期における取締役会の開催は、臨時取締役会を含め26回であります。

監査役会は、原則として取締役会終了後開催されております。

事業推進会議は、原則として毎月第2、第4金曜日に開催しております。

監査法人は、会計監査の概要を取締役及び監査役へ報告しております。

F. 自己株式の取得の内容

当社は、自己株の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

G. 中間配当

当社は、中間配当金については、株主の機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。

H. 取締役の員数

当社の取締役は、3名以上5名以内とする旨定款に定めております。(本書提出日現在)

I. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めており

ます。

J．取締役の解任決議要件

当社は、取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めております。

K．監査役の責任免除等

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう任務を怠ったことによる賠償責任を、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額いずれかの高い額で限定する契約を締結できる旨定款で定めております。

なお、当事業年度において、当該契約の締結は行っておりません。

L．株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な審議を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスを確保するためであります。

M．株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 8,243千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び目的

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並び

に当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,485		12,000	

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の「財務諸表等規則」及び「建設業法施行規則」に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の「財務諸表等規則」及び「建設業法施行規則」に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人日本橋事務所による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容把握に努めております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修会等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,428,832	1,211,967
受取手形	28,020	45,600
完成工事未収入金	617,134	550,559
売掛金	6,101	4,956
未成工事支出金	126,780	26,789
前払費用	24,533	22,187
繰延税金資産	56,829	55,188
未収入金	25,673	26,873
その他	276	149
貸倒引当金	20	-
流動資産合計	2,314,162	1,944,271
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,394	57,234
減価償却累計額	39,466	42,696
建物（純額）	16,927	14,537
工具器具・備品	55,838	58,430
減価償却累計額	41,511	47,697
工具器具・備品（純額）	14,327	10,733
有形固定資産合計	31,254	25,270
無形固定資産		
商標権	252	219
ソフトウェア	12,958	9,475
電話加入権	1,467	1,467
無形固定資産合計	14,678	11,162
投資その他の資産		
投資有価証券	88,608	85,821
長期前払費用	9,310	2,358
繰延税金資産	115,956	205,636
敷金	54,169	54,021
差入保証金	38,146	38,421
投資その他の資産合計	306,192	386,260
固定資産合計	352,125	422,693
資産合計	2,666,287	2,366,965

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	259,917	301,963
買掛金	8,328	6,292
未払金	36,994	14,466
未払費用	36,844	33,064
未払法人税等	99,784	2,600
未払消費税等	36,495	-
未成工事受入金	4,498	17,363
預り金	23,970	21,924
賞与引当金	98,704	68,441
工事損失引当金	-	856
その他	-	6,008
流動負債合計	605,538	472,982
固定負債		
退職給付引当金	89,906	109,624
役員退職慰労引当金	173,987	184,498
固定負債合計	263,894	294,122
負債合計	869,433	767,104
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,737
資本剰余金		
資本準備金	340,068	340,068
資本剰余金合計	340,068	340,068
利益剰余金		
利益準備金	6,159	6,159
その他利益剰余金		
別途積立金	300,000	300,000
繰越利益剰余金	812,276	605,799
利益剰余金合計	1,118,436	911,959
自己株式	208,355	208,355
株主資本合計	1,783,886	1,577,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,017	1,779
評価・換算差額等合計	2,017	1,779
新株予約権	14,986	24,231
純資産合計	1,796,854	1,599,861
負債純資産合計	2,666,287	2,366,965

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
売上高	1 6,500,075	1 2,688,234
売上原価	2 5,295,468	2, 3 2,246,331
売上総利益	1,204,607	441,902
販売費及び一般管理費	4 806,638	4 685,719
営業利益又は営業損失()	397,968	243,817
営業外収益		
受取利息	523	1,533
有価証券利息	1,943	-
保険返戻金	-	5,671
新株予約権戻入益	790	441
その他	484	1,053
営業外収益合計	3,742	8,700
営業外費用		
投資有価証券売却損失	1,190	-
投資事業組合投資損失	3,006	3,187
その他	1,016	37
営業外費用合計	5,213	3,225
経常利益又は経常損失()	396,497	238,342
特別損失		
事務所移転費用	24,371	-
特別退職金	23,906	-
特別損失合計	48,277	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	348,219	238,342
法人税、住民税及び事業税	153,607	443
法人税等調整額	1,147	88,201
法人税等合計	152,460	87,758
当期純利益又は当期純損失()	195,758	150,584

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		7,753	0.2	1,693	0.1
労務費		309,957	7.3	107,515	8.3
外注費		3,814,025	89.2	1,111,160	86.3
経費		142,702	3.3	67,689	5.3
(うち人件費)		(2,435)	(0.1)	(27,133)	(2.1)
計		4,274,439	100.0	1,288,059	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算
であり、期中は予定原価を用い、原価
差額は原則として売上原価に賦課し
ております。

同左

【マネジメントサービス料原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		600,847	61.9	606,006	64.7
外注費		151,285	15.6	139,249	14.9
経費等		218,207	22.5	191,319	20.4
(うち人件費)		(153,783)	(15.9)	(146,563)	(15.6)
計		970,340	100.0	936,574	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算
であり、期中は予定原価を用い、原価
差額は原則として売上原価に賦課し
ております。

同左

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	533,357	533,737
当期変動額		
新株の発行	380	-
当期変動額合計	380	-
当期末残高	533,737	533,737
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	339,698	340,068
当期変動額		
新株の発行	370	-
当期変動額合計	370	-
当期末残高	340,068	340,068
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	6,159	6,159
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,159	6,159
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	677,642	812,276
当期変動額		
剰余金の配当	61,125	55,892
当期純利益又は当期純損失()	195,758	150,584
当期変動額合計	134,633	206,476
当期末残高	812,276	605,799
利益剰余金合計		
前期末残高	983,802	1,118,436
当期変動額		
剰余金の配当	61,125	55,892
当期純利益又は当期純損失()	195,758	150,584
当期変動額合計	134,633	206,476
当期末残高	1,118,436	911,959

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	94,624	208,355
当期変動額		
自己株式の取得	113,730	-
当期変動額合計	113,730	-
当期末残高	208,355	208,355
株主資本合計		
前期末残高	1,762,232	1,783,886
当期変動額		
新株の発行	750	-
剰余金の配当	61,125	55,892
当期純利益又は当期純損失()	195,758	150,584
自己株式の取得	113,730	-
当期変動額合計	21,653	206,476
当期末残高	1,783,886	1,577,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	465	2,017
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,551	237
当期変動額合計	1,551	237
当期末残高	2,017	1,779
新株予約権		
前期末残高	5,690	14,986
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,296	9,245
当期変動額合計	9,296	9,245
当期末残高	14,986	24,231
純資産合計		
前期末残高	1,767,457	1,796,854
当期変動額		
新株の発行	750	-
剰余金の配当	61,125	55,892
当期純利益又は当期純損失()	195,758	150,584
自己株式の取得	113,730	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,744	9,482
当期変動額合計	29,397	196,993
当期末残高	1,796,854	1,599,861

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	348,219	238,342
減価償却費	17,990	16,012
貸倒引当金の増減額(は減少)	20	20
賞与引当金の増減額(は減少)	11,982	30,263
退職給付引当金の増減額(は減少)	9,090	19,717
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14,004	10,510
受取利息及び受取配当金	2,467	1,533
投資有価証券売却損失	1,190	-
投資事業組合投資損失	3,006	3,187
有形固定資産売却損益(は益)	6,811	37
売上債権の増減額(は増加)	993,069	50,140
未成工事支出金の増減額(は増加)	150,936	99,991
仕入債務の増減額(は減少)	587,960	46,018
未成工事受入金の増減額(は減少)	4,446	12,864
その他	37,957	59,378
小計	984,293	71,057
利息の受取額	2,137	1,300
法人税等の支払額	143,573	93,757
営業活動によるキャッシュ・フロー	842,857	163,514
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9,375	5,042
無形固定資産の取得による支出	7,954	2,076
投資有価証券の売却による収入	3,909	-
保険返戻金による収入	-	8,992
差入保証金の回収による収入	210	-
その他	3	112
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,207	1,987
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	114,562	-
配当金の支払額	60,256	55,337
株式の発行による収入	750	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	174,069	55,337
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	655,581	216,864
現金及び現金同等物の期首残高	773,251	1,428,832
現金及び現金同等物の期末残高	1,428,832	1,211,967

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 投資事業有限責任組合への出資については、組合から入手可能な直近の決算報告書に基づいて組合財産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 未成工事支出金 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 未成工事支出金 同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具器具・備品 3～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 完成工事未収入金その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度まで区分掲記していた「売上高」及び「売上原価」の内容は、当事業年度よりその項目及びその金額を注記する方法に変更しました。</p> <p>前事業年度まで区分掲記していた「販売費及び一般管理費」の内容は、損益計算書の注記にて記載することに変更しました。</p> <p>前事業年度まで区分掲記していた「販売費及び一般管理費」の内容は、当事業年度より一括掲記し、その主要な費目及びその金額を注記する方法に変更しました。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
	1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産（未成工事支出金）のうち、当該工事損失引当金に対応する額はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 売上高の内訳 完成工事高 4,711,552千円 マネジメントサービス料収入 1,733,585千円 その他売上高 54,938千円 合計 6,500,075千円	1 売上高の内訳 完成工事高 1,395,721千円 マネジメントサービス料収入 1,267,117千円 その他売上高 25,395千円 合計 2,688,234千円
2 原価の内訳 完成工事高 4,274,439千円 マネジメントサービス料収入 970,340千円 その他売上高 50,687千円 合計 5,295,468千円	2 原価の内訳 完成工事高 1,288,059千円 マネジメントサービス料収入 936,574千円 その他売上高 21,697千円 合計 2,246,331千円
	3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 856千円
4 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 98,883千円 従業員給与 393,631千円 役員退職慰労引当金繰入額 14,778千円 法定福利費 49,054千円 減価償却費 5,360千円 雑費 94,539千円	4 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 96,062千円 従業員給与 326,323千円 役員退職慰労引当金繰入額 10,627千円 法定福利費 45,159千円 減価償却費 4,732千円 雑費 83,993千円
おおよその割合 販売費 0.3% 一般管理費 99.7%	おおよその割合 販売費 0.3% 一般管理費 99.7%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,702,000	10,000		12,712,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 10,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	477,000	1,056,500		1,533,500

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定に基づく定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 1,056,500株

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式					14,986
合計						14,986

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	61,125	5.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	55,892	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,712,000			12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,533,500			1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式					24,231
合計						24,231

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,892	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,714	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日)
現金及び預金勘定 <u>1,428,832千円</u>	現金及び預金勘定 <u>1,211,967千円</u>
現金及び現金同等物 <u>1,428,832千円</u>	現金及び現金同等物 <u>1,211,967千円</u>

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、資金調達については自己資金に拠っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収入金、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、これは市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができないため、時価を把握することは極めて困難であると認識しております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は顧客の信用リスクについて、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社における投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、投資に係る市場リスクの管理として、前者については半期ごとに決算書を入手し、対応する損益等の計上を行っており、後者については、定期的に決算書を入手し、財務状況の検討を行っております。また、市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は資金の流動性リスクについて、担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,211,967	1,211,967	
(2) 受取手形	45,600	45,600	
(3) 完成工事未収入金	550,559	550,559	
(4) 売掛金	4,956	4,956	
(5) 未収入金	26,873	26,873	
資産計	1,839,957	1,839,957	
(1) 工事未払金	301,963	301,963	
(2) 買掛金	6,292	6,292	
(3) 未払金	14,466	14,466	
負債計	322,722	322,722	

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)完成工事未収入金、(4)売掛金、(5)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。

負債

(1)工事未払金、(2)買掛金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資事業有限責任組合出資金（貸借対照表計上額 77,578千円）及び非上場株式（同 8,243千円）は市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」として上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,211,967			
受取手形	45,600			
完成工事未収入金	550,559			
売掛金	4,956			
未収入金	26,873			

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額(千円)	3,909
売却損の合計額(千円)	1,190

4. 時価評価されていない主な有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
投資事業組合出資金	80,365
非上場株式	8,243

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後における償還予定額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)										
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>										
<p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,906千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,906千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	89,906千円	退職給付引当金	89,906千円	<p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">109,624千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">109,624千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	109,624千円	退職給付引当金	109,624千円		
退職給付債務	89,906千円										
退職給付引当金	89,906千円										
退職給付債務	109,624千円										
退職給付引当金	109,624千円										
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">20,868千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特別退職金</td> <td style="text-align: right;">23,906千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44,774千円</td> </tr> </table>	勤務費用	20,868千円	特別退職金	23,906千円	退職給付費用	44,774千円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">27,951千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,951千円</td> </tr> </table>	勤務費用	27,951千円	退職給付費用	27,951千円
勤務費用	20,868千円										
特別退職金	23,906千円										
退職給付費用	44,774千円										
勤務費用	27,951千円										
退職給付費用	27,951千円										
<p>4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項 簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。</p>	<p>4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項 同左</p>										

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 10,086千円

(内訳) 売上原価 4,693千円

販売費及び一般管理費 5,393千円

2.ストック・オプション内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

第2回無担保社債(新株引受権付)	
決議年月日	平成13年5月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、従業員67名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式472,000株
付与日	平成13年5月16日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成16年9月1日 ~平成24年6月29日

第1回新株予約権	
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、監査役1名、従業員66名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式276,000株
付与日	平成15年2月14日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成17年4月1日 ~平成24年6月29日

第2回新株予約権	
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式112,000株
付与日	平成15年4月10日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

第3回新株予約権	
決議年月日	平成17年2月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、執行役員1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式526,000株
付与日	平成17年2月4日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成19年3月1日 ～平成27年1月31日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

(注) 株式数に換算しております。なお、平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成13年5月1日	平成14年8月9日	平成14年8月9日	平成17年2月4日
権利確定前				
前事業年度末(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
前事業年度末(株)	8,000	42,000	12,000	479,400
権利確定(株)				
権利行使(株)		10,000		
失効(株)		6,000		
未行使残(株)	8,000	26,000	12,000	479,400

	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前				
前事業年度末(株)	60,000	60,000	211,700	211,700
付与(株)				
失効(株)			20,200	20,200
権利確定(株)				
未確定残(株)	60,000	60,000	191,500	191,500
権利確定後				
前事業年度末(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

	第4回 -	第4回 -
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前		
前事業年度末(株)	22,100	22,100
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)	22,100	22,100
権利確定後		
前事業年度末(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

単価情報

	第2回	第1回	第2回	第3回
権利行使価格(円)	50	75	75	405
行使時平均株価(円)		130		
付与日における公正な評価単価(円)				

	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -
権利行使価格(円)	239	239	185	185	138	138
行使時平均株価(円)						
付与日における公正な評価単価(円)	77.91	80.05	53.72	55.43	39.19	40.53

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1.ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 9,686千円

（内訳）売上原価 4,436千円

販売費及び一般管理費 5,249千円

2.ストック・オプション内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

第2回無担保社債（新株引受権付）	
決議年月日	平成13年5月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、従業員67名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式472,000株
付与日	平成13年5月16日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成16年9月1日 ～平成24年6月29日

第1回新株予約権	
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、監査役1名、従業員66名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式276,000株
付与日	平成15年2月14日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

第2回新株予約権	
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式112,000株
付与日	平成15年4月10日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

第3回新株予約権	
決議年月日	平成17年2月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、執行役員1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式526,000株
付与日	平成17年2月4日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成19年3月1日 ～平成27年1月31日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

第4回 - 新株予約権	
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

(注) 株式数に換算しております。なお、平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年3月期)において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成13年5月1日	平成14年8月9日	平成14年8月9日	平成17年2月4日
権利確定前				
前事業年度末(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
前事業年度末(株)	8,000	26,000	12,000	479,400
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)			2,000	
未行使残(株)	8,000	26,000	10,000	479,400

	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前				
前事業年度末(株)	60,000	60,000	191,500	191,500
付与(株)				
失効(株)			6,200	6,200
権利確定(株)				
未確定残(株)	60,000	60,000	185,300	185,300
権利確定後				
前事業年度末(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

	第4回 -	第4回 -
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前		
前事業年度末(株)	22,100	22,100
付与(株)		
失効(株)	500	500
権利確定(株)		
未確定残(株)	21,600	21,600
権利確定後		
前事業年度末(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

単価情報

	第2回	第1回	第2回	第3回
権利行使価格(円)	50	75	75	405
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -	第4回 -
権利行使価格(円)	239	239	185	185	138	138
行使時平均株価(円)						
付与日における公正な評価単価(円)	77.91	80.05	53.72	55.43	39.19	40.53

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(流動資産)		
賞与引当金	40,162千円	27,848千円
未払法定福利費	5,011千円	3,786千円
未払事業税	8,318千円	1,058千円
未払事業所税	1,491千円	1,178千円
未払費用	1,846千円	1,281千円
繰越欠損金	千円	19,531千円
その他	千円	503千円
(固定資産)		
退職給付引当金	36,582千円	44,606千円
役員退職慰労引当金	70,795千円	75,072千円
一括償却資産	4,783千円	2,839千円
投資事業組合投資損失	2,410千円	2,858千円
その他有価証券評価差額金	1,384千円	1,221千円
繰越欠損金	千円	83,048千円
繰延税金資産小計	172,786千円	264,835千円
評価性引当額	千円	4,010千円
繰延税金資産合計	172,786千円	260,825千円
繰延税金資産の純額	172,786千円	260,825千円

2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	159.40円	1株当たり純資産額	140.95円
1株当たり当期純利益	16.78円	1株当たり当期純損失	13.47円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	16.75円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載していません。	

(注)算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,796,854	1,599,861
普通株式に係る純資産額(千円)	1,781,868	1,575,629
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	14,986	24,231
普通株式の発行済株式数(千株)	12,712	12,712
普通株式の自己株式数(千株)	1,533	1,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	11,178	11,178

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失() (千円)	195,758	150,584
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失() (千円)	195,758	150,584
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,663	11,178
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)	22	
(うち新株引受権)	(4)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権(新株予約権の数479,400株)	第3回新株予約権(新株予約権の数479,400株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社インフォラボ	35	8,243
		計	35	8,243

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資事業有限責任組合出資金) SBIブロードバンドファンド1号	1	77,578
		計	1	77,578

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	56,394	840		57,234	42,696	3,230	14,537
工具器具・備品	55,838	4,202	1,609	58,430	47,697	7,190	10,733
有形固定資産計	112,232	5,042	1,609	115,665	90,394	10,420	25,270
無形固定資産							
商標権	329			329	109	32	219
ソフトウェア	48,521	2,076		50,597	41,122	5,559	9,475
電話加入権	1,467			1,467			1,467
無形固定資産計	50,318	2,076		52,394	41,231	5,591	11,162
長期前払費用	9,310	2,040	8,992	2,358			2,358

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社内装工事 840千円

工具器具・備品 無線LAN設備 928千円

CG用PC 801千円

ソフトウェア ライセンス料 915千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具・備品 PC 1,042千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (注)	20			20	
賞与引当金	98,704	68,441	98,704		68,441
役員退職慰労引当金	173,987	10,627	117		184,498
工事損失引当金		856			856

(注) 貸倒引当金の当期減少額のうち「その他」20千円は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	434
預金	
当座預金	1,201,660
普通預金	4,855
定期預金	2,860
別段預金	2,156
小計	1,211,533
合計	1,211,967

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)竹中工務店	45,600
合計	45,600

期日別内訳

相手先	金額(千円)
平成22年4月	17,400
平成22年5月	4,500
平成22年6月	23,700
合計	45,600

完成工事未収入金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大塚製薬(株)	92,715
(株)モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ	92,132
東日本旅客鉄道(株)	45,908
独立行政法人 国際協力機構	32,182
日本郵政(株)	28,350
その他	259,269
合計	550,559

(ロ) 滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
617,134	2,795,980	2,862,555	550,559	83.9	76

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)日本能率協会コンサルティング	954
(株)アイ・アイ・エム	946
大塚製薬(株)	635
栗田工業(株)	545
学校法人 東京工芸大学	492
その他	1,382
合計	4,956

(ロ) 滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
6,101	26,665	27,810	4,956	84.9	76

繰延税金資産

内訳は、財務諸表の注記事項(税効果会計関係)に記載のとおりであります。

未成工事支出金

前期末残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価及び マネジメントサービス料 原価への振替額 (千円)	当期末残高 (千円)
126,780	2,146,340	2,246,331	26,789

当期末残高の内訳は次のとおりであります。

労務費	15,750千円
外注費	8,621千円
経費	2,416千円
計	26,789千円

工事未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)内田洋行	57,421
鹿島建物総合管理(株)	53,841
鹿島建設(株)	32,074
(株)岡村製作所	31,984
アベックファシリティーズ(株)	13,695
その他	112,946
合計	301,963

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)岡村製作所	1,718
アベックファシリティーズ(株)	992
(株)チームネット	426
(株)明光商会	331
コクヨオフィスシステム(株)	234
その他	2,588
合計	6,292

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高 (千円)	482,323	844,732	543,155	818,023
税引前四半期純利益金額 又は税引前四半期純損失 金額() (千円)	131,926	42,775	101,777	47,414
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (千円)	75,835	21,975	60,103	36,620
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額() (円)	6.78	1.97	5.38	3.28

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	定款第5条(広告方法)に次の通り規定しております。 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.meiho.co.jp/ir/e_announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款第9条(単元未満株主の権利制限)に次の通り規定しております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第29期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

平成21年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第29期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

平成21年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書

第1四半期（第30期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

平成21年8月10日関東財務局長に提出

第2四半期（第30期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

平成21年11月13日関東財務局長に提出

第3四半期（第30期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

平成22年2月12日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の確認書

第1四半期（第30期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

平成21年8月10日関東財務局長に提出

第2四半期（第30期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

平成21年11月16日関東財務局長に提出

第3四半期（第30期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

平成22年2月12日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

〔前年度分〕

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	梅 林 邦 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	森 岡 健 二
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	遠 藤 洋 一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、明豊ファシリティワークス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

〔当年度分〕

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	梅 林 邦 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	森 岡 健 二
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	遠 藤 洋 一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な会計方針（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度より工事契約に関する会計基準を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、明豊ファシリティワークス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。